

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
ケアプラン リズム（指定事業所番号 2173200607）

当事業所はご利用者様に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者の概要

事業者（法人）名	合同会社 リズム	法人種別	合同会社
代表者	役職：代表社員	氏名	辻本 園美
所在地 電話番号	住所 〒501-0225 岐阜県瑞穂市穂祖父江287番地の1 TEL:058-322-3111 FAX:058-326-1711		
事業内容	住宅型有料老人ホーム 介護保険サービス 障害福祉サービス		
法人の沿革・特色	平成30年6月に設立		
法人が有する事業所の種類・数	介護保険法における訪問介護事業所 1か所 介護保険法における訪問看護事業所 1か所 老人福祉法における住宅型有料老人ホーム 2か所		

2 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	ケアプラン リズム（事業所番号2173200607）
事業所の所在地 電話番号	岐阜県瑞穂市祖父江286番地の1 (在宅型有料老人ホームRe・住む喜みどり内) TEL:058-216-8677 FAX:058-216-8676
管理者氏名	西脇 朋子

3 事業所の目的および運営方針

当事業所の介護支援専門員が介護を必要とするご利用者様及びそのご家族様からの相談を承ります。

具体的には下記の諸点に留意して取り組みます。（運営方針）

- (1) ご利用者様が可能な限り家庭で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。
- (2) ご利用者様の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉の施設・機関、行政、事業者の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう介護計画を作成します。

- (3) 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者様またはその家族様に提供します。
- (4) ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様およびそのご家族様の立場に立ち、利用者に対し、利用するサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう、誘導または指示を行わず、公正中立に行います。
利用者様は、ケアプラン作成に際し、ケアプランに位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が出来ます。
- (5) ご利用者様の要介護認定等に係る申請に対して、ご利用者様の意思をふまえた援助を心がけ、介護保険（要介護・要支援）認定申請の有無を確認し、その支援を行います。

4 介護支援専門員の勤務体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者： 1名（兼任）
- (2) 介護支援専門員： 専任1名以上 ただし業務の状況に応じて増員します。
- (3) 事務員：（兼務）介護支援専門員の補助の業務にあたります。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は月曜日から金曜日までです。（ただし国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く）営業時間は平日午前8時30分～午後5時15分
- (2) 上記の営業日、営業時間のほか電話等により常時連絡が可能ですのでご相談下さい。

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 提供方法

- ①第一にご利用者様とそのご家族様の意思を尊重します。
- ②当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時またはご利用者様・ご家族様から求められたときは、携行する身分証明書を提示します。
- ③被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間など当事業所が確認して、期限切れなどないようチェックします。
- ④要介護認定等の申請業務に関し必要な援助を行います。また、認定更新等の申請は、現在の有効期間が満了する1か月前にはお知らせして滞りのないようお手伝いします。
- ⑤当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合、業務の提供を拒否することができます。
 - ア 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知することとします。

(2) 居宅介護支援の内容

- ①居宅介護サービス計画（以下、ケアプランと略します。）の作成
 - ア 「介護支援専門員」有資格者の配置 イ)ご利用者様とそのご家族様への情報提供 ウ)ご利用者様の実態把握 エ)ケアプランの原案作成 オ)課題分析 カ)サービス担当者会議の開催 キ)ご利用者様とそのご家族様の同意（サービスの種類、内容、費用等の説明と同意）
 - ②サービス実施状況の継続的な把握、評価の実施
 - ③介護保険施設の紹介等

7 居宅サービス計画の変更

ご利用者様もしくはそのご家族様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または担当介護支援専門員がケアプランの変更が必要と判断した場合は、ご利用者様ご家族様と担当介護支援専門員の合意に基づき、ケアプランを変更致します。

8 介護保険施設への紹介

ご利用者様やそのご家族様が居宅においての介護が困難となったと認められる場合、又はご利用者様やそのご家族様が介護保険施設等への入所を希望される場合、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

9 利用料及びその他の費用について

原則、自己負担額はありません。

10 通常の事業の実施地域

岐阜市、瑞穂市、大垣市、本巣郡、安八郡その他

11 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びその家族等の秘密を漏らしません。また秘密保持のための監視を常に怠りません。

12 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者様及びそのご家族様に、ご連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

13 当居宅介護支援事業所の訪問介護、通所介護、地域密着型介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

14 苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情受付

苦情の受付は、常設の窓口（連絡先）担当者の設置を設けて受け付けております。ご契約者及びその家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

○苦情受付窓口（担当者）

介護支援専門員 Tel058-216-8677

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岐阜市 介護保険課	所在地 岐阜県岐阜市司町40番地1 電話番号 058-265-4141（代表） 開庁時間8：45～17：30 月～金（土、日、祝、年末年始除く）
瑞穂市 地域福祉高齢課	所在地 岐阜県瑞穂市別府1283 電話番号 058-327-4126 開庁時間8：30～17：15 月～金（土、日、祝、年末年始除く）
大垣市役所 介護保険課	所在地 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地 電話番号 0584-47-7415 開庁時間8:30～17:15 月～金（土、日、祝、年末年始除く）
もとす広域連合 介護保険課	所在地 岐阜県本巣市下真桑1000番地 電話番号 058-320-2220 開庁時間8：30～17：15 月～金（土、日、祝、年末年始除く）
安八広域連合 介護保険課	所在地 岐阜県安八郡安八町中須410-1 電話番号 0584-63-2050 開庁時間8:30～17:15 月～金（土、日、祝、年末年始除く）
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 電話番号 058-275-9826 F A X 058-275-7635 開館日（10時～17時・月～金）

令和5年7月1日 作成